

# 公 募 参 加 心 得 書

(応募等)

第1条 配布希望者は、公募に係る公示、公募説明書、誓約書（案）、仕様書、応募資料作成基準を熟読のうえ、応募しなければならない。

2 配布希望者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

3 配布希望者は、配布決定後、第1項の書類について不明を理由に異議を申し立てることはできない。

(応募の方法)

第2条 配布希望者は、提案書を直接、郵送又は宅配により提出しなければならない。

(公正な配布の確保)

第3条 配布希望者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(配布の取りやめ等)

第4条 配布希望者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公正な配布ができないと認められるときは、当該配布希望者を参加させず又は配布を延期し、若しくは取りやめることがある。

(応募の無効)

第5条 次の各号のいずれかに該当する応募は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者のした応募

(2) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く応募

(3) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である応募

(4) 明らかに連合によると認められる応募

(5) 提案書が理事長又は公募審査委員の審査の結果採用されなかった応募

(6) その他応募の条件に違反した応募

(配布対象者の決定)

第6条 提案書が公募審査の結果により、適当と認められる者を配布対象者とする。

(配布対象者の通知)

第7条 理事長（又は牧場長）は、配布対象者として認められなかった者に対し通知する。

(契約を履行しない場合の違約金)

第8条 配布対象者は、提案書に基づき精液の引取及び精液代金の支払いを行わない場合は、天災地変その他不可抗力による場合を除き、理事長（又は牧場長）に対して違約金として、配布価格の100分の5に相当する額を支払うものとする。

2 前項の違約金は、理事長（又は牧場長）が発行する請求書により所定の期日までに支払うものとする。

(契約を締結できない場合)

第9条 配布通知後から契約締結までの間に天災その他、対象牧場の責に帰することのできない理由により配布不可能になり解約を申し出た場合、配布者が承認した場合、配布対象者は牧場長に対して違約金の請求はできないものとする。

(提案書等において使用する言語及び通貨)

第10条 提案書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。